

閲覧にかかる誓約書

【誓約事項】

1. 閲覧により知り得た事項は、本人の事前の同意を得ないで、閲覧目的以外には使用いたしません。
2. 閲覧により入手した資料について、対象となった住民の基本的人権を守り、個人のプライバシーを保護するため、その管理は個人情報の保護に関する法律に基づいて厳重に行います。
3. 閲覧により知り得た事項の使用状況及び管理状況について、早島町から請求があれば、直ちに報告いたします。
4. 閲覧にあたっては、注意事項を厳守し、早島町職員の指示に従います。

わたしは、住民基本台帳の閲覧にあたり、上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

申出者	住 所	
	名 称	
	代表者	印
	担当者	印

(閲覧者欄には、閲覧に従事する人の住所と氏名を記入してください。)

閲覧者	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	

注意

偽りその他不正の手段により住民基本台帳の閲覧をした者は、住民基本台帳法第 51 条の規定により 10 万円以下の過料に処せられます。

また、申出者、閲覧者、個人情報取扱事業者もしくは法人閲覧事項取扱者が偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合や、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合にも、住民基本台帳法により、6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

不正な行為の疑いがあった場合は、早島町での閲覧を今後一切お断りします。

<提出先>

〒701-0303

都窪郡早島町前潟 360 番地 1

早島町住民福祉部町民課戸籍係

電話 086-482-2482

086-482-0611 (代表)